

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社クラダシ

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2023年5月26日

【四半期会計期間】 第9期第1四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 株式会社クラダシ

【英訳名】 KURADASHI. Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関藤 竜也

【本店の所在の場所】 東京都品川区上大崎三丁目2番1号

【電話番号】 03-6456-2296(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CF0コーポレート本部長 高杉 慧

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区上大崎三丁目2番1号

【電話番号】 03-6456-2296(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員CF0コーポレート本部長 高杉 慧

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	11
第4【経理の状況】	12
1【四半期財務諸表】	13
2【その他】	19
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	20
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第9期 第1四半期累計期間	第8期
会計期間		自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	自 2021年7月1日 至 2022年6月30日
売上高	(千円)	642,972	2,073,684
経常損失(△)	(千円)	△56,645	△74,464
四半期純損失(△)	(千円)	△56,853	△80,276
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-
資本金	(千円)	35,000	35,000
発行済株式総数	(株)	9,613,358	9,613,358
普通株式		8,630,000	8,630,000
A種優先株式		983,358	983,358
純資産額	(千円)	584,663	641,517
総資産額	(千円)	977,309	1,052,615
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△5.91	△9.17
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	59.8	60.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、第8期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第8期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第9期第1四半期累計期間及び第8期における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当該株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 2023年2月17日の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき取得することを決議し、2023年3月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき、普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

当社は、第1四半期累計期間の業績開示を当事業年度より行っているため、前年同四半期との対比は行っておりません。

（1）経営成績の状況

当社は、「ソーシャルグッドカンパニーでありつづける」をミッションに掲げ、世の中に山積する課題を解決するために社会的、環境的、経済的に優れた活動を行っております。

その主たる事業内容は、ソーシャルグッドマーケット「Kuradashi」を通じた、フードロス削減のためのマッチングビジネスであり、インターネットを活用することで、迅速にフードロス商材を顧客に届けることを実現しております。また、売上金の一部を社会貢献団体へ寄付をするビジネスモデルにより、社会貢献活動の活性化を図っております。

当第1四半期累計期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続きつつも、世界的なワクチンの普及により国内の感染率が低下したことに加え、世界経済の改善もあり、個人消費の持ち直しが見られております。一方、新たな変異株の出現により、各国が水際対策を講じる中、感染症拡大による国内外経済への影響は依然として先行きは不透明な状況となっております。

当社の経営環境は、食品のEC市場の動向に影響を受けておりますが、当該市場は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって変化した新しいライフスタイルやワークスタイルにより当該市場への需要が高まり、成長が続いております。今後においてもEC化の流れは続くことと予想されることから、食品のEC市場は非常に高い成長ポテンシャルがあると考えております。

このような状況のもと、当事業年度は、前述の新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化に加え、地方自治体との提携・マスメディア向けのイベント等の広報活動、会員のアクティブ率向上施策として、会員限定クーポンの発行、メールマガジン・SNS等を利用した販促活動により、当社のソーシャルグッドなビジネスモデルに共感するエシカル志向のユーザーへの認知度・利用率が高まり、当第1四半期会計期間末の累計会員数は、前事業年度末の362,587名から392,706名に増加し、月間UUは、前事業年度末の20,719名から21,203名に増加し、また、当社に商品を納品する累計パートナー企業数は、前事業年度末の1,054社から1,134社に増加し、より魅力的な商品ラインナップへの拡充が図られております。

更なるユーザー体験の改善を図るためのシステム及びアプリへの開発投資や、業容拡大に耐えうる強固な事業基盤の構築・新規事業への拡大のための積極的な人材登用、また、SNSを利用した広告宣伝活動への投資を継続的に行っております。

その結果、当第1四半期累計期間の売上高は642,972千円、営業損失は△57,268千円、経常損失は△56,645千円、四半期純損失は△56,853千円となりました。

なお、当社は「Kuradashi」運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期会計期間末の総資産は977,309千円となり、前事業年度末と比べ75,305千円の減少となりました。

流動資産は、80,977千円減少し、891,206千円となりました。主たる要因は、現金及び預金が75,885千円減少したことによるものであります。

固定資産は、5,671千円増加し、86,103千円となりました。主たる要因は、無形固定資産が5,127千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債は392,645千円となり、前事業年度末と比べ18,452千円の減少となりました。

流動負債は、17,170千円減少し、336,399千円となりました。主たる要因は、買掛金が4,954千円減少、短期借入金30,000千円減少、未払金が36,549千円増加、未払費用が15,896千円減少したことによるものであります。

固定負債は、1,282千円減少し、56,246千円となりました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産は584,663千円となり、前事業年度末と比べ56,853千円の減少となりました。主たる要因は、四半期純損失の計上に伴い利益剰余金が56,853千円減少したことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期累計期間において、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対応すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、契約上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
A種優先株式	1,300,000
計	31,300,000

(注) 2023年2月17日の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき取得することを決議し、2023年3月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき、普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年3月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,630,000	9,613,358	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
A種優先株式	983,358	—	非上場	(注) 1
計	9,613,358	9,613,358	—	—

(注) 1. 優先株式の内容は以下の通りです。

(残余財産の分配)

- 1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主とあわせて、以下「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主とあわせて、以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、金661円（以下「A種優先分配額」という。）を支払う。
- 2) 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主等及びA種優先株主等に対して分配を行う。この場合、当社は、A種優先株主等に対しては、A種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産にA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。
- 3) A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

(1)A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2)A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

(3)第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(剰余金の配当)

当社は、剰余金の配当を行うときは、A種優先株主等に対しては、A種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき配当する金額と同額の配当金を支払う。

(金銭と引換えにする取得請求権)

- 1) A種優先株主は、当社が、事業譲渡又は会社分割により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、同日から90日を経過するまでの期間（以下、「取得請求期間」という。）に限り、保有するA種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに金銭を交付することを当社に請求することができる。
- 2) 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。
- 3) A種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭は、移転の効力発生日において、当該移転の効力発生の直後における当社の純資産額（当該移転の対価も、その支払時期にかかわらず、全額が資産に含まれるものとみなす。）を残余財産とみなして、当社を清算したと仮定した場合に、当社の定款の定めに基づいて分

配されるA種優先株式1株当たりの金額とする。

4) 取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA種優先株式を取得するものとし、直ちに第3項に定める1株当たりの金額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主に支払うものとする。但し、A種優先株主に支払うべき金額が会社法において支払可能な金額（以下「法定財源」という。）を超える場合には、法定財源を1株当たりの交付される金銭の額で除した株式数（1株未満の端数は切り捨てる。）についてのみ取得請求権の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとする。また、複数のA種優先株主が同時に取得請求権を行使し、かつ、上記但書の適用を受ける場合には、各A種優先株主について取得請求権の効力が発生すべき株式の数は、各A種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとする（なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て取得の請求の対象とはしないものとする。）。

(普通株式と引換えにする取得請求権)

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{取得価額}}$$

(2) 前号に定めるA種優先株式の基準価額及び同号に定める取得価額（以下「取得価額」という。）は、いずれも当初661円とする。

(取得価額等の調整)

A種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

(1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A種優先株式の取得請求権の行使その他潜在株式等（下記②において定義する。）の取得原因（下記②において定義する。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外の場合は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみならされる日の翌日以降これを適用する。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（A種優先株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前取得価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における (i) 当社の発行済普通株式数 (自己株式を除く。) と、(ii) 発行済A種優先株式 (自己株式を除く。) の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする (但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。)

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て (株式無償割当てを除く。) により行われる場合は、A種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i) 当社又は当社の子会社の役員及び使用人に対して、ストックオプション目的の新株予約権を発行する場合 (当該発行直後において、当社の発行する全ての新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを除く。) の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の10%を超えない場合に限る。)、又は(ii) A種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株主 (複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。) が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日 (割当てのための基準日がある場合はその日) の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議 (取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議) に基づき、合理的な範囲において取得価額及びA種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。なお、かかる調整については、A種優先株主の議決権の過半数を有するA種優先株主 (複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。) の同意を要するものとする。

- ① 合併、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ③ 潜在株式等にかかる潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会 (取締役会設置会社でない場合には取締役) が判断する場合。

(普通株式と引換えにする取得条項)

当社は、A種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場 (以下「株式公開」という。) の申請を行うことが取締役会 (取締役会設置会社でない場合には株主総会) で承認され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会 (取締役会設置会社でない場合には株主総会) の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、(普通株主と引換えにする取得請求権) 及び (取得価額の調整) の定めを準用する。なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(議決権)

A種優先株主は、当会社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」という。）において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(A種種類株主総会)

1) A種種類株主総会の決議は、法令又は当会社の定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数を有するA種優先株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2) 会社法第324条第2項の定めによるA種種類株主総会の決議は、議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の3分の1以上を有するA種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。

3) 発行会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為、第199条第4項に掲げる行為、及び第238条第4項に掲げる行為をする場合においては、A種種類株主総会の決議を要しない。ただし、第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのもを除く。）を行う場合は、この限りでない。

(株式の分割、併合及び株主割当て等)

1) 発行会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。

2) 発行会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。

3) 発行会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて与える。

(譲渡制限)

A種優先株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3回新株予約権
発行決議日	2022年9月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 34
新株予約権の数（個） ※	275,960(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式275,960（新株予約権1個につき1株）（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。
新株予約権の行使期間 ※	2024年9月28日～2032年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 180 資本組入額 90
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)3

※ 当第1四半期会計期間の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、これらの事項について変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

① 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた上で、発行要領に記載の本新株予約権を行使することができる期間中に行使する場合にはこの限りではない。

② 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

③ 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

④ 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の(1)、(3)、(9)号の場合を除き、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

(1) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

(2) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

(3) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

(4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

(6) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

(7) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

(8) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

(9) 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

⑤ 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

⑥ 本新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より本新株予約権者に通知する。

⑦ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権第三者割当契約書」で定めるところによる。

3. 組織再編行為の際の取り扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、現行の発行内容に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、現行の発行内容に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

現行の発行内容に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、現行の発行内容に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年7月1日～ 2022年9月30日	—	普通株式 8,630,000 A種優先株式 983,358	—	35,000	—	332,949

(注) 2023年2月17日の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき取得することを決議し、2023年3月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき、普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,630,000	86,300	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	A種優先株式 983,358	983,358	(注)
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	9,613,358	—	—
総株主の議決権	—	1,069,658	—

(注) A種優先株式の内容は、「(1) 株式の総数等②発行済株式」の内容欄に記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	781,910	706,025
売掛金	90,606	73,986
商品及び製品	64,360	59,463
原材料及び貯蔵品	46	29
前渡金	4,173	950
前払費用	14,807	20,731
未収入金	4,849	18,264
未収還付法人税等	11,340	11,340
その他	88	415
流動資産合計	972,183	891,206
固定資産		
有形固定資産	12,290	13,531
無形固定資産	47,326	52,454
投資その他の資産	20,815	20,117
固定資産合計	80,432	86,103
資産合計	1,052,615	977,309

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年6月30日)	当第1四半期会計期間 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	122,368	117,413
短期借入金	30,000	—
1年内返済予定の長期借入金	43,439	43,833
未払金	20,724	57,273
未払費用	97,283	81,386
未払法人税等	640	848
契約負債	16,901	20,176
預り金	7,223	8,692
その他	14,990	6,775
流動負債合計	353,569	336,399
固定負債		
長期借入金	57,528	56,246
固定負債合計	57,528	56,246
負債合計	411,097	392,645
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,000	35,000
資本剰余金	640,889	640,889
利益剰余金	△34,372	△91,225
株主資本合計	641,517	584,663
純資産合計	641,517	584,663
負債純資産合計	1,052,615	977,309

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
売上高	642,972
売上原価	370,536
売上総利益	272,436
販売費及び一般管理費	329,704
営業損失(△)	△57,268
営業外収益	
受取手数料	600
その他	434
営業外収益合計	1,034
営業外費用	
支払利息	100
その他	310
営業外費用合計	411
経常損失(△)	△56,645
税引前四半期純損失(△)	△56,645
法人税等	208
四半期純損失(△)	△56,853

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	(単位：千円)
	当第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
減価償却費	3,344

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、「Kuradashi」運営事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類に基づき分解した売上高は以下のとおりであります。

当第1四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

商品販売	642,272
広告関連サービス	700
顧客との契約から生じる収益	642,972
その他の収益	—
外部顧客への売上高	642,972

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△5.91
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△56,853
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△56,853
普通株式の期中平均株式数(株)	9,613,358
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当該株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 2. A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

2023年2月17日の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき取得することを決議し、2023年3月7日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき、普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 983,358株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 983,358株

(3) 交付後の発行済普通株式数 9,613,358株

(単元株制度の採用)

当社は2023年3月20日の臨時株主総会にて、単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年5月18日

株式会社クラダシ
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

香山良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

栢澤涼

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クラダシの2022年7月1日から2023年6月30日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第1四半期累計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クラダシの2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的
手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において
一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に
比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に
関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期
財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の
作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか
結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期
レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な
不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対し
て限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期
レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は
継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる
四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかと
ともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期
財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が
認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、
四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に
関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる
事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容に
ついて報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害
関係はない。

以 上